

小ホール附属設備使用料

ホール舞台設備	附属設備等の名称	単位	1区分の使用料(円)	附属設備等の名称	単位	1区分の使用料(円)
	演台3点セット(演台×1、花台×2) ※1点使用も一式料金	1式	500	ドライアイスマシン (ドライアイスは自費)	1台	1,500
	司会者台	1台	300	箱足	1台	150
	指揮者台	1台	500	緋毛氈	1枚	200
	演奏者用譜面台	1台	50	長布団	1枚	200
	譜面灯	1台	50	地がすり	1枚	2,600
	椅子	1脚	50	紗幕	1枚	2,100
	コントラバス用椅子	1脚	100	めくり台	1台	100
	チェロ用椅子	1脚	100	高座用座布団	1枚	200
	ひな段ケコミパネル	1式	500	落語用講釈台	1式	300
	金屏風	1双	2,600	見台・膝隠し	1式	300
	所作台	1台	200	バレエ用シート	1式	2,100
	平台	1台	150	人形立て	1本	50
	開き足	1台	150	長机	1台	100

ホール照明設備	附属設備等の名称	単位	1区分の使用料(円)	附属設備等の名称	単位	1区分の使用料(円)
	シーリングスポットライト	1列	1,500	ミラーボール つり用変速	1式	1,000
	ストリップライト 100W×8灯	1台	200	〃 置き型定速	1式	500
	〃 100W×12灯	1台	300	マルチストロボ	1台	1,500
	エフェクトスポットライト 1kw	1式	1,000	ストロボ	1台	1,000
	ソースフォー	1台	300	ロングハンガー	1台	50
	ステージビーム (4台1セット)	1式	800	三足キャスター付きスタンド	1台	50
	ミニブルートライト 500W	1台	500	ハイスタンド	1台	300
	スポットライト 1.5kwハロゲン	1台	300	丸ベーススタンド	1枚	50
	〃 1kwハロゲン	1台	300	3連用アーム	1台	50
	〃 500Wハロゲン	1台	200	ピンスポットライト 丸型1kwクセノン	1台	3,100
	〃 1kwアルミパーライト	1台	300	〃 丸型	1台	700
	〃 500Wアルミパーライト	1台	200	〃 角型	1基	700
	〃 1kwハイカッターライト	1台	200	スモークマシーン (ジュースは別)	1台	2,100

照明基本セット	附属設備等の名称	単位	1区分の使用料(円)
	照明Aセット サスペンションライト 12台 シーリングライト 9台	1式	3,100
	照明Bセット サスペンションライト 12台 シーリングライト 18台	1式	5,200
	照明Cセット サスペンションライト 24台 シーリングライト 18台	1式	7,300
カラーフィルター	1枚	500	

ホール音響映像設備	附属設備等の名称	単位	1区分の使用料(円)	附属設備等の名称	単位	1区分の使用料(円)
	拡声装置	1式	1,000	ダイナミックマイク	1本	500
	ステージ用スピーカー	1台	1,500	コンデンサーマイク	1本	1,000
	はね返り用スピーカー	1台	1,000	ワイヤレスマイク	1本	1,000
	カセットデッキ	1本	1,500	タイピン型マイク	1本	1,000
	MDプレーヤー	1式	1,500	3点吊りマイク装置	1式	2,100
	CLDプレーヤー	1本	1,500	卓上用マイクスタンド	1本	100
	デジタルオーディオ(DAT)	1本	1,500	ブーム型スタンド	1本	100
	ビデオプロジェクター	1台	15,000	床上型マイクスタンド	1本	200
	W-VHS	1台	1,500	カラオケ用モニター	1台	2,100
	HD-LD	1台	1,500	カラオケ機材	1式	1,000

その他の設備	附属設備等の名称	単位	1区分の使用料(円)	附属設備等の名称	単位	1区分の使用料(円)
	ピアノ(ヤマハCFⅢS)	1台	9,400	ステレオミキサー	1台	2,100
	〃 (ヤマハCFⅢ)	1台	2,600	練習室用スピーカー	1台	1,000
	展示パネル	1枚	200	表彰盆	1枚	100
	電子ピアノ	1台	2,100	表彰盆(市章入り)	1枚	100
	シンセサイザー	1台	300	ダイレクトボックス	1台	500
	ドラムセット	1式	200	移動用ミキサー	1台	2,100
	ギターアンプ	1台	500	持ち込み器具電源使用料	1kw	300
ベースアンプ	1台	500				

1. 附属設備等の使用料は、午前(9時から12時まで)、午後(13時から17時まで)又は、夜間(18時から22時まで)の各時間帯における使用ごとに1回として算定する。
2. 附属設備等の使用料には、消耗器材及びピアノ調律、舞台、照明、音響等に要する増員技術者の人件費は含みません。
3. 持ち込み器具の定格消費電力の合計に1kw未満の端数があるときは、その端数を1キロワットに切り上げて算出する。
4. この表に基づいて算出した使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。